

議会運営委員会 協議事項

〔令和6.9.24(火)午前10時〕

1 本会議3日目及び4日目の運営について

(1) 市長提出追加事件について

選 第 7 号 浜松市教育委員会委員選任について
 諮 第 3 号 人権擁護委員候補者推薦について

(2) 議事日程・議事の順序について（別紙）

2 人事案件について

(1) 浜松市教育委員会委員（5人中1人）

現任者	任期	後任者	任期
神谷紀彦	令和2.10.4～ 令和6.10.3		令和6.10.4～ 令和10.10.3

(2) 人権擁護委員候補者（61人中13人）

現任者	任期	後任者	任期
岡本孝子	令和4.1.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31
坂田尚久	令和4.1.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31
坂口義和	令和4.1.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31
中村朋子	令和4.1.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31
岩下尚企	令和4.1.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31
戸塚俊弘	令和4.1.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31
下石精子	令和4.1.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31
久保ひろ子	令和4.1.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31
木俣信彦	令和4.1.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31
原田年康	令和4.1.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31
江間富士夫	令和4.1.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31
森 俊彦	令和4.1.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31
大杉恵子	令和3.7.1～ 令和6.12.31		令和7.1.1～ 令和9.12.31

3 陳情・意見書の調整について

(1) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
(静岡県労働組合評議会 議長 菊池 仁さん 提出)

(2) 自己増殖型mRNAワクチン(レプリコンワクチン)を含むmRNAワクチンの市民への接種に中止を求める意見書についての陳情
(参政党静岡第7・8支部 代表 稲垣良明ほか1名 提出)

(3) 地震財特法の延長に関する意見書 (議長提出)

(4) コロナウイルスワクチン接種の検証および新ワクチン開発を求める意見書
(自由民主党浜松提出)

(5) いじめの現状に即したいじめ防止対策推進法の改正及び運用改善を求める意見書
(自由民主党浜松提出)

(6) 教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策の実現を求める意見書
(市民クラブ提出)

(7) 大規模屋外スポーツ施設の気候変動対策の推進に関する意見書 (創造浜松提出)

(8) 新型コロナウイルス感染症に対する経済的支援を求める意見書
(日本共産党浜松市議団提出)

4 決算審査特別委員会における締めくくり質疑について

5 11月定例会のスケジュール等について

(1) 11月定例会のスケジュールについて (別紙)

(2) 質問について

ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1 人	7 人
市民クラブ	1 人	1 人
創造浜松	1 人	1 人
公明党	—	1 人
日本共産党浜松市議団	—	1 人
浜松市政向上委員会	—	1 人
市民サポート浜松	—	1 人
	3 人	13 人

イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
12 月 6 日 (金)	3 人	—
12 月 9 日 (月)	—	5 人
12 月 10 日 (火)	—	4 人
12 月 11 日 (水)	—	4 人
	3 人	13 人

ウ 質問通告期限 ……11 月 25 日 (月) 正午

エ 質問順序

	代表質問	一般質問
1 日 目	1 自由民主党浜松 2 市民クラブ 3 創造浜松	1 公明党
2 日 目		2 3 4 5
3 日 目		6 7 8 9
4 日 目		10 11 12 13

議 事 日 程 (第 1 4 号)

令和6年9月25日(水) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 代 表 質 問

議 事 の 順 序 (第3日)

令和6年9月25日(水) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 代 表 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第 15 号)

令和6年9月26日(木) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 選 第 7 号 浜松市教育委員会委員選任について
- 第 4 諮 第 3 号 人権擁護委員候補者推薦について

議 事 の 順 序 (第4日)

令和6年9月26日(木) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 選 第 7 号 上 程……日程第 3 (教育委員会委員選任)
 - (1) 説 明
 - (2) 質 疑
 - (3) 委員会付託省略
(討 論)
 - (4) 採 決
- 5 諮 第 3 号 上 程……日程第 4 (人権擁護委員候補者推薦)
 - (1) 説 明
 - (2) 質 疑
 - (3) 委員会付託省略
(討 論)
 - (4) 採 決
- 6 休 会 の 決 定
- 7 散 会 の 宣 告

2024 年 8 月 8 日提出

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める陳情書

浜松市議会議員
鳥井 徳孝様



陳情者 静岡市葵区黒金町 55 番地
静岡交通ビル 3 階 301 号室
静岡県労働組合評議会
議長 菊 池
TEL 054-287-1293

【陳情の趣旨】

1. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
 2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。
- 以上の内容を骨子とする意見書を国の関係機関へ提出願います。

【陳情の理由】

昨年から続いている物価の高騰が、市民の生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

2008 年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、最も高い東京は時給 1,113 円、本静岡県は 984 円、で 129 円もの格差があります。また、800 円台の地方も 12 県にも上り、月 12 万～13 万円の手取りではとても自立して生活することはできません。

私たちが実施した最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 25 万円（税込）程度の収入が必要との結果が示されています。これは、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上となります。最低賃金を段階的に引き上げ、早期に全国一律 1500 円の実現とともに、それを実行させるために必要な中小零細企業に対する抜本的な支援強化が何よりも求められています。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

昨年から続いている物価の高騰は、浜松市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっている。

2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,113円、静岡県では984円、最も低い県では893円に過ぎない。毎日8時間働いても月12万～16万円（税込み）であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、静岡県と東京都では、同じ仕事でも時給で129円もの格差がある。この地域間格差は、16年で約2倍に広がっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

静岡県浜松市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
中央最低賃金審議会会長

様

浜松市議会議員

鳥居徳孝様
鳥井徳孝様



令和 6 年 8 月 26 日

参政党静岡第7.8支部 代表者

住所

氏名

稲垣良明

外 1 名

自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）を含む

mRNA ワクチンの市民への接種に中止を求める意見書について陳情／要望

要項

1. 国に対し、安全性が承認されていない自己増殖型 mRNA ワクチン(レプリコンワクチン)中止の意見書の提出を求める。
2. 市民への mRNA ワクチンによる健康被害状況の周知と、mRNA ワクチンで生じた健康被害の救済強化を求める。

理由

新型コロナウイルスの蔓延により、令和 3 年 2 月から国内で開始した新型コロナワクチン接種は、海外では早い段階で中止されたにも関わらず、日本では接種回数が 7 回に及ぶまで続けられた。しかしながら、新規感染者数は減少するどころか増加し、令和 3 年から日本の死亡者数の増加は高齢化では説明がつかない現状である。

令和 6 年 10 月から新型コロナウイルス感染症の予防接種が定期接種となり、使用されるワクチンは、組み換えタンパクワクチン（不活化ワクチンの一種）、mRNA ワクチン、sa-mRNA ワクチン（自己増殖型 mRNA ワクチン）の中から選択される予定である。この中で組み換えタンパクワクチンは従来の技術を用いており、人への健康被害は比較的少ないことが確認されているが、mRNA ワクチンに関しては令和 3 年にワクチン接種開始してから、副反応疑い報告数や予防接種救済制度の認定件数が過去に類をみない現状である。その mRNA ワクチンの更なる新技術を使用した自己増殖型 mRNA ワクチンにおいては、体内でスパイクタンパク質を生成する設計図となる mRNA が人の体内で増殖し、少量の薬剤で高い中和抗体価が得られるというものである。実際、製薬企業の試験では、マウスにおいて初回接種として摂取した場合、従来のワクチンに比べ、中和抗体価が約 47 倍高い結果が出ている。しかし、中和抗体価が高いということは、ワクチンによる免疫異常等の健康被害の可能性も高くなるということである。また、mRNA が自己増殖することにより、細胞内の物質が過多となり、細胞から細胞へと情報伝達をする役割を行っている、直径 30～150nm 程度の小胞であるエクソソームによって、唾液や血液、汗、尿を介し、mRNA やスパイクタンパク質等が体外へ排出され、ヒトからヒトへ伝播する可能性が否定できないという見方もある。

新型コロナウイルスはRNA ウイルスであり、ウイルスの変異が早いため、ワクチンで選択するウイルス株も実際のウイルスの変異に追いついていない現状がある。新型コロナウイルス感染症対策として使用されている mRNA ワクチンでさえ安全性に対する懸念が拭えない中、さらに新技術の自己増殖型というワクチンに対し、免疫系への中長期的な影響や、将来的な健康リスクについての科学的データが不足している現状から、慎重な判断が求められる。
国民の命と健康を守るために、国に対し上記の事項を陳情する。

自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）を含む
mRNA ワクチンの国民への接種に中止を求める意見書（案）

新型コロナウイルスに対する新タイプの自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）が、令和 5 年 1 1 月 2 4 日世界に先駆け国内で承認され今秋・冬の定期接種で使用される見込みだが、国民への接種中止を求めたく、理由を以下の通り述べる。

1. 安全性の懸念

厚生労働省によると新型コロナワクチンによる健康被害救済制度認定数は 7, 8 3 5 件/死亡認定件数 7 4 7 件(令和 6 年 7 月 3 1 日現在)となっており、過去 4 5 年間に申請された全ワクチンの累計健康被害認定件数 3, 5 2 2 件/累計死亡認定 1 5 1 件を大幅に上回っており、過去に類をみない健康被害が国民に生じている。さらに、予防接種健康被害救済制度の申請は煩雑であることから、実際の健康被害はこの件数よりも多いことが推定される。自己増殖型 mRNA ワクチンにおいても、従来の mRNA ワクチンと同様の健康被害が起こることは十分に予想される。mRNA ワクチンの真相究明や被害救済を進めるどころか、新たに承認された自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）は、大規模治験を実施したベトナムでは未だ承認されていない点や、この度対象株となり得る JN.1 に対してはヒトでの臨床実験は行われていない点から、心配の声が国民から上がっている。また、唾液や血液、汗、尿を介し、mRNA やスパイクタンパク質等が体外へ排出され、ヒトからヒトへ伝播する可能性が否定できないという見方もある。

2. 効果の不確実性

新型コロナウイルスは変異を繰り返し、感染した場合の重症化率は低くなっており、厚労省資料で示された新型コロナウイルス感染症の重症化率は令和 4 年 8 月時点で季節性インフルエンザを下回っている。その後も変異を繰り返している新型コロナウイルスについて、中長期的なデータが不足している上に、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に分類された現在において、健康被害の割合が高く未だ臨床試験の一部が継続されている mRNA ワクチン及び新たに承認となった自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）を使用するのは、感染リスクに対しワクチンの安全性の担保が不十分である。

以上の理由から、国におかれては、新型コロナウイルスワクチンに関して、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）を含む、mRNA ワクチンの国民への接種の中止を求める。
2. 国民への mRNA ワクチンの健康被害状況の周知と mRNA ワクチンによって生じた健康被害の救済強化を求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 月 日

浜松市議会

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
厚生労働大臣 宛



静 富 議 発 第 2 3 号
令和 6 年 7 月 2 4 日

県下各市議会議長 様

静岡県市議会議長会会長
富士市議会議長 小池 智明



地震財特法の延長に関する意見書について（依頼）

日頃より、県市議会議長会の運営につきましてご協力いただきお礼申し上げます。
さて、静岡県危機管理監より、地震財特法が令和 6 年度末に期限を迎えることに
伴い、同法の延長に関する意見書の採択について依頼がありました。

つきましては、この件に関し、県内各市議会において特段の配慮をいただきます
ようお願い申し上げます。

なお、県からの依頼文及び意見書の文案を添付いたします。

静岡県市議会議長会会長市
富士市議会事務局管理担当
0 5 4 5 — 5 5 — 2 8 7 7

危 政 第 7 9 号
令和 6 年 7 月 18 日

静岡県市議会議長会会長 小池 智明 様

静岡県危機管理監 黒田 健嗣



「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る
国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について（依頼）

日頃より、災害対策につきまして格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて本県では、東海地震による災害から県民の生命と財産の安全を確保するため「地震対策緊急整備事業計画」を定め、各種地震対策事業を鋭意推進してまいりましたが、同計画の策定及び推進の拠りどころとなる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」は、令和 7 年 3 月 31 日に期限を迎えることとなります。

この計画は、限られた計画期間内において達成可能な必要最小限の事業について定めたものであり、現行計画の達成により緊急に整備を要する全ての事業が完了するものではなく、今後実施すべき事業が数多く残されています。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の地震災害の教訓を踏まえ、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていく必要があります。

今後、本県では強化地域各都県市とともに、国等に対し地震財特法の延長を働きかけてまいりますので、各市議会における地震財特法の延長に関する意見書の採択について、特段の御高配をお願い申し上げます。

担当 危機政策課 谷澤

電話 054-221-3512

FAX 054-221-3252

メール boukei@pref.shizuoka.lg.jp

市町用案

(※必要に応じて内容・提出先など御修正して下さい。)

令和6年 月 日

衆議院議長	総務大臣	国土交通大臣
参議院議長	文部科学大臣	内閣府特命担当大臣(防災)
内閣総理大臣	厚生労働大臣	
財務大臣	農林水産大臣	

あて

〇〇議会議長

△△ ×× 印

地震財特法の延長に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市(町)は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和6年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地・避難路の整備等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地震財特法の延長に関する意見書（案）

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和６年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地・避難路の整備等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

コロナウイルスワクチン接種の検証および新ワクチン開発を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は令和 5 年 5 月 8 日に 2 類相当から 5 類感染症に移行し、1 年余が経とうとしている。経済活動における後遺症はあるものの、パンデミック以前の日常が戻りつつある。しかしながら、厚生労働省発表の 7 月 22 日から 28 日までのデータでは、1 週間の新規感染者数は 7 万 2 千人を超え、12 週連続の増加となっているにも関わらず、新型コロナウイルス感染症に対する認識、対策意識が薄れていることを懸念する。改めてマスク着用、手指の消毒、換気などの徹底を周知する必要がある。

ワクチン接種は、未接種者に比べ、複数回接種者の重症化率、致死率が低いデータが示されており、一定の効果は認められている。ただし、最近の感染者増は、オミクロン株から派生した変異株 K P. 3 が原因と言われ、従来のワクチン効果は今後の分析を待たなければならない。またコロナワクチン接種後の健康被害を受けた人への「予防接種健康被害救済制度」のデータによると、本年 3 月の段階でワクチン接種後の健康被害は 6795 件が認定され、死亡一時金または葬祭料対象者は 523 人となった。パンデミック終息を優先したワクチン接種の影の部分が厳然としてある。

10 月より 65 歳以上へのワクチン定期接種が始まり、自己負担が 7 千円程度となり、65 歳未満の任意接種では 1 万 5 千円程度になる。ワクチン接種後遺症情報と、インフルエンザ予防接種に比べ高額であるため、任意接種希望者は、大きく減少すると推定され、感染者の急増もあり得る。についてはワクチン接種後遺症の原因解明を急ぐとともに、新型株対応を含む安全なワクチン開発が求められる。

よって、国においては、以下の点に取り組むよう、強く要望する。

記

- 1 新型コロナワクチン接種効果および後遺症の検証と共に、多角的データの開示をすること。
- 2 新型コロナワクチン後遺症認定者の相談窓口設置及び医療機関対応態勢の整備を速やかに行うこと。
- 3 より効果的、より安全な新型コロナワクチンの開発を急ぎ行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

コロナウイルスワクチン接種の検証および新ワクチン開発を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日に2類相当から5類感染症に移行し、1年余が経とうとしている。経済活動における後遺症はあるものの、パンデミック以前の日常が戻りつつある。しかしながら、厚生労働省発表の7月22日から28日までのデータでは、1週間の新規感染者数は7万2千人を超え、12週連続の増加となっているにも関わらず、新型コロナウイルス感染症に対する認識、対策意識が薄れていることを懸念する。

ワクチン接種は、未接種者に比べ、複数回接種者の重症化率、致死率が低いデータが示されており、一定の効果は認められている。ただし、最近の感染者増は、オミクロン株から派生した変異株K P. 3が原因と言われ、従来のワクチン効果は今後の分析を待たなければならない。またコロナワクチン接種後の健康被害を受けた人への「予防接種健康被害救済制度」のデータによると、本年3月の段階でワクチン接種後の健康被害は6795件が認定され、死亡一時金または葬祭料対象者は523人となった。

10月より65歳以上へのワクチン定期接種が始まり、自己負担が7千円程度となり、65歳未満の任意接種では1万5千円程度になる。インフルエンザ予防接種に比べ高額であることやワクチン接種の後遺症情報によって、任意接種希望者は、大きく減少すると推定され、感染者の急増もあり得る。ついてはワクチン接種後遺症の原因解明を急ぐとともに、新型株対応を含む安全なワクチン開発が求められる。

よって、国においては、以下の点に取り組むよう、強く要望する。

記

- 1 新型コロナワクチン接種効果および後遺症の検証と共に、多角的データの開示をすること。
- 2 今後、多様な変異株の出現が予想される新型コロナウイルスに対して、より効果的、より安全な新型コロナワクチンの開発を急ぎ行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

いじめの現状に即しいじめ防止対策推進法の改正及び
運用改善を求める意見書（案）

いじめ認知件数は、「いじめ防止対策推進法」の解釈が浸透し、いじめを積極的に認知することにより年々増加している。小・中・高等学校及び特別支援学校における全国でのいじめ認知件数の推移は、2016年度:32万3143件、2017年度:41万4378件、2018年度:54万3933件、2019年度:61万2496件、2020年度:51万7163件（減少）、2021年度:61万5351件、2022年度:68万1948件となり、2022年度は前年度より約10.8%増加しており、過去最多を更新している。

いじめの認知件数が増加することは、いじめの早期発見・早期対応の観点から決して否定するものではないが、いじめにはさまざまな形態があり、状況や構造が被害・加害という二項対立的となる場合もあることから、法に定めるいじめについて、行為の性質及び態様等の表現を現状に即したものに改正する必要があると考える。また、現行法では、学校や教育委員会へいじめに対する具体的な対応策を求めているが、その内容が必ずしも具体的でないことが多く、学校はその対応に苦慮している。このことから、いじめが発生した場合の具体的な調査手順や、被害者と加害者への適切なサポート体制について、より明確な方針やガイドラインが求められている。

よって、国においては、現場の実態に合ったいじめ防止対策推進法の改正及び運用改善について検討するよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 2013年の法制定により「いじめ」が広く定義づけられ、近年「いじめ」の積極的認知が進められていることから、各自治体における「いじめ」の認知件数は相当な数となっている。これら一つ一つの件についてより適切に対応するためにも、現在進められている法改正の検討に当たっては、行為の性質及び様態等を踏まえることなど、いじめの確認に際し考慮すべき内容についても検討すること。
- 2 2023年4月から実施されている、いじめ重大事態に関する文部科学省への報告も踏まえ、行為の性質や様態等に応じてより適切に対応していくためにも、「いじめの防止等のための基本的な方針」等において、「いじめ」に該当する行為を類型化するなどした上で、各類型に応じた学校及び学校の設置者が取るべき措置の具体的な内容を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

いじめの現状に即したいじめ防止対策推進法の改正及び
運用改善を求める意見書（案）

いじめ認知件数は、「いじめ防止対策推進法」の解釈が浸透し、いじめを積極的に認知することにより年々増加している。小・中・高等学校及び特別支援学校における全国でのいじめ認知件数の推移は、2019年度:61万2496件、2020年度:51万7163件（減少）、2021年度:61万5351件、2022年度:68万1948件となり、2022年度は前年度より約10.8%増加しており、過去最多を更新している。

いじめの認知件数が増加することは、いじめの早期発見・早期対応の観点から決して否定するものではないが、いじめにはさまざまな形態があり、状況や構造が被害・加害という二項対立的にならない場合もあることから、法に定めるいじめについて、行為の性質及び態様等の表現を現状に即したものに改正する必要があると考える。また、現行法では、学校や教育委員会へいじめに対する具体的な対応策を求めているが、その内容が必ずしも具体的でないことが多く、学校はその対応に苦慮している。このことから、いじめが発生した場合の具体的な調査手順や、被害者と加害者への適切なサポート体制について、より明確な方針やガイドラインが求められている。

また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、調査組織について、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもので構成するよう努めるとされているが、現実には、日常業務との調整が困難であることや報酬面等の課題から、委員の確保が容易ではないことに加え、第三者委員会の設置・運営を各自治体の負担で行っているのが現状である。

よって、国においては、現場の実態に合ったいじめ防止対策推進法の改正及び運用改善について検討するよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 「いじめ」一つ一つの件についてより適切に対応するためにも、現在進められている法改正の検討に当たっては、行為の性質及び様態等を踏まえることなど、いじめの確認に際し考慮すべき内容についても検討すること。
- 2 「いじめの防止等のための基本的な方針」等において、「いじめ」に該当する行為を類型化するなどした上で、各類型に応じた学校及び学校の設置者が取るべき措置の具体的な内容を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策の
実現を求める意見書(案)

教職員不足が全国的に問題となる中、本市においても、年度途中の産育休者や病気等による休職者の代替教職員が不補充となっている。要因は様々だが、既卒受験者の減少による臨時的・任期付教職員の不足や採用内定辞退者の増加などが挙げられる。本市教育委員会では、採用試験を前倒しする等の対策を講じているが、現場の教職員が実感を伴う施策には至っていないのが現状である。

令和元年の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正時の附帯決議に基づき、文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、時間外在校等時間の上限とされている月45時間を超える教諭は小学校で64.5%、中学校は77.1%に上っている。さらに、「過労死ライン」とされる月80時間を超える教諭は小学校が14.2%、中学校が36.6%であり、依然として過酷な勤務実態が明らかとなっている。

現在の学校は、子供の学びを止めないために、現員の教職員で持ちこたえている状態だが、忙しい先生を見ている子供たちは、教員を志すことを諦めていく。教職の魅力を伝えていくためにも、抜本的な改革が必要である。

このような状況の中、文部科学省の中央教育審議会に設置された「質の高い教師の確保特別部会」が審議のまとめを提出し、「現行4%の教職調整額を10%以上に引き上げる」こと等がクローズアップされているが、仮に10%とするならば、時間外在校等時間の上限を20時間とする必要がある。

そのためにも、教職員定数の改善は急務である。現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）は教職員定数の根拠が曖昧であり、教員1人当たりの持ち授業時数や出張日数、休暇日数を加味したものとすべきである。また、いわゆる「学力低下」を危惧する声に押され、カリキュラムは過密化している。学校の働き方改革は、単に教職員の労働問題とされるのではなく、体験活動や自治的諸活動の充実など、子供の豊かな学びや、子供と教職員が接する時間の確保など、教育改革の視点が重要であると考えられる。

よって、国においては、教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策を実現するため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 子供の豊かな学びの実現に向け、義務標準法の改正による教職員の定数の改善を進めること。
- 2 教頭・養護教諭・事務職員の複数配置の拡充、栄養教職員の配置基準引下げ

を行うこと。

- 3 教職調整額を10%以上に引き上げるとともに、時間外在校等時間の平均が20時間となるよう、指導内容の精選等を含む改革を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた業務適正化の推進
を求める意見書(案)

令和元年の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正時の付帯決議に基づき、文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、時間外在校等時間の上限とされている月45時間を超える教諭は小学校で64.5%、中学校は77.1%に上っている。さらに、「過労死ライン」とされる月80時間を超える教諭は小学校が14.2%、中学校が36.6%であり、依然として過酷な勤務実態が明らかとなっている。

このような状況の中、文部科学省の中央教育審議会に設置された「質の高い教師の確保特別部会」の答申では、現行4%の教職調整額を引き上げることと合わせ、全ての教職員の時間外在校等時間が月45時間以内となることを目標とし、将来的には平均値として月20時間程度への削減を目指すべきとされている。

そのため、教職員定数の改善は急務である。現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）は教職員の実情に合わせ、教員1人当たりの持ち授業時数や出張日数、休假日数を加味したものとすべきである。さらには、学校の働き方改革は、単に教職員の労働問題とされるのではなく、体験活動や自治的諸活動の充実など、子供のゆたかな学びや、子供と教職員が接する時間の確保など、学校・教職員が担う業務の適正化の視点が重要である。

よって、国においては、教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた業務の適正化を推進するため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 子供のゆたかな学びの実現に向け、義務標準法における「乗ずる数」の数値を改正するなど、定数改善を進めること。
- 2 本年8月の中央教育審議会答申に基づき、学校における働き方改革のさらなる加速化を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大規模屋外スポーツ施設の気候変動対策の推進に関する意見書（案）

近年、夏のスポーツ大会は猛暑の影響で開催が困難な状況にある。例えば、甲子園球場で行われる夏の全国高等学校野球選手権大会では、選手が熱中症の症状を訴えるケースが増え、2023年からは5回終了後に最大10分の「クーリングタイム」が導入されるなど、暑さ対策が進められている。また、今後に向けては、試合を午前と夕方に分けて行う2部制の導入を一部実施し、対象試合の拡充を検討している。

2021年に開催された東京2020オリンピックでも、高温多湿な気象条件により、一部の競技が早朝や夕方に移行され、マラソン競技は札幌に移動するなどの措置が取られたのは記憶に新しい。

これらの事例は、気候変動に伴う温暖化がスポーツ大会に与える影響を如実に示しており、今後の対策が急務であることを浮き彫りにしている。

多くのスポーツイベントが開催される地方都市においては、暑さ対策を積極的に推進し、夏のスポーツ大会が安全かつ安定的に開催できる環境を整備することが求められている。

特に既設の屋外スポーツ施設への空調設備や自然エネルギーの導入は、猛暑が続く夏場のスポーツ大会の安全な運営を支えるために不可欠である。

今後建設が予定される大規模スポーツ施設については、屋外型よりもドーム型や室内型への移行を検討しなければ、大会運営が困難となり、地域スポーツの推進や青少年の健全育成に大きな支障を来す可能性がある。

よって、国においては、以下の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 今後建設される大規模屋外スポーツ施設は、ドーム型や屋内型として、適切な空調設備の設置を義務付けること。
- 2 大規模屋外型スポーツ施設およびドーム型・屋内型スポーツ施設への太陽光発電などの自然エネルギーの設置を推進し、清掃工場等の他施設で生成された電力の積極的な利用を義務付け、エネルギー効率の向上と温室効果ガス排出の削減を図ること。
- 3 気候変動による高温対策、温暖化対策を講じるスポーツ施設に対して、補助金制度の創設など、積極的な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

広域な圏域で利用される大規模屋外スポーツ施設の
温暖化対策及び熱中症対策の推進に関する意見書（案）

近年、夏のスポーツ大会は、猛暑による影響を大きく受けている状況にある。例えば、甲子園球場で行われる夏の全国高等学校野球選手権大会では、選手が熱中症の症状を訴えるケースが増え、2023年からは5回終了後に最大10分のクーリングタイムが導入されるなど、暑さ対策が進められている。また、試合を午前と夕方に分けて行う2部制を一部実施し、今後は、対象試合の拡充を検討している。

2021年に開催された東京2020オリンピックでも高温多湿な気象条件により、一部の競技が早朝や夕方に移行され、マラソン競技は札幌に移動するなどの措置が取られたのは記憶に新しい。

これらの事例は、気候変動に伴う温暖化がスポーツ大会に与える影響を如実に示しており、今後の対策が急務であることを浮き彫りにしている。

各自治体においては、多くのスポーツイベントが開催される広域な圏域で利用される大規模屋外スポーツ施設の熱中症対策を積極的に推進し、夏のスポーツ大会が安全かつ安定的に開催できる環境を整備することが求められている。

特に大規模屋外スポーツ施設における、熱中症対策のための施設改修や、空調設備の設置や増強、自然エネルギー活用設備の導入は、猛暑が続く夏場のスポーツ大会の安全な運営を支えるために不可欠である。

今後建設が予定される大規模スポーツ施設については、屋外型よりもドーム型や室内型への移行を検討しなければ大会運営が困難となり、地域スポーツの推進や青少年の健全育成に大きな支障を来す可能性がある。

また、既設の施設についても温暖化や熱中症への対策強化のための施設改修が必要である。

よって、国においては、以下の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 大規模スポーツ施設については、新設・既設問わず、ドーム型や屋内型、またそれに準じた一部屋根付とするほか、適切な改修の促進、空調設備の設置の検討をするよう、設置者に対し要請すること。
- 2 大規模屋外型スポーツ施設では、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を推進することに加え、温暖化対策を講じるスポーツ施設に対しての補助金制度の創設など、積極的な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染症に対する経済的支援を求める意見書（案）

昨年の新型コロナウイルス感染症の５類移行後も、新型株への置き換えに伴って全国的に感染が急拡大し、拡大が先行した地域では発熱外来の予約が取れなくなるなど、医療が逼迫する事態が発生している。また、新型コロナ治療薬の自己負担軽減や、診療報酬の特例経過措置が本年３月末に全面的に打ち切られ、事態は益々深刻な状況になっている。

医療の逼迫や医療崩壊を防ぐためには、重症患者の増大を抑えることが必要だが、処方１回当たり３万円程度の窓口負担を理由に、新型コロナ治療薬の処方を避ける傾向が広く生じている。

また、高齢者や基礎疾患のある人を重症化から守るためにも、ワクチン接種は重要な予防手段である。しかし、今年秋から新たな枠組みで接種が始まる新型コロナワクチンの自己負担については、非常に高額となることが予想され、経済的負担から接種を諦めることが懸念される。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症の流行による医療逼迫や崩壊を防ぎ、必要な医療を提供し、命と健康を守るための適切な措置を講じるため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナ治療薬の自己負担への助成を行うこと。
- 2 新型コロナワクチンの自己負担を減免すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

日程表（案）

会期 自 11月22日（金）の29日間
至 12月20日（金）

令和6年11月定例会

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
11月12日	火	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前10時	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	各種報告事項等	※意見書・請願提出 期限…午後5時
13日	水					
14日	木					
15日	金	議会運営委員会 全 員 協 議 会	午前10時 午後1時30分	第1委員会室 全 員 協 議 会 室	1 第4回定例会の運営について 2 その他 1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	○招集告示 ○議案配付
16日	（土）					
17日	（日）					
18日	月					
19日	火					
20日	水					
21日	木					
22日	金	本 会 議 常 任 委 員 会	午前10時 本会議終了後	議 場 各 委 員 会 室	1 諸般の報告 2 議案上程、説明、休憩（議案説明会）、 質疑、委員会付託 3 その他 付託議案審査（早期議決議案）	
23日	（土）					〔勤労感謝の日〕
24日	（日）					
25日	月					※質問通告期限…正午
26日	火					
27日	水					
28日	木	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議2日目の運営について 2 その他	
29日	金	全 員 協 議 会 本 会 議	午前10時30分 午前11時	全 員 協 議 会 室 議 場	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他 1 委員長報告・質疑・（討論）・採決 2 その他	
30日	（土）					
12月1日	（日）					
2日	月					
3日	火					
4日	水					
5日	木	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議3日目から6日目までの運営について 2 意見書等の調整について 3 その他	
6日	金	全 員 協 議 会 本 会 議	午前9時30分 午前10時	全 員 協 議 会 室 議 場	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他 代表質問	
7日	（土）					
8日	（日）					
9日	月	本 会 議	午前10時	議 場	一般質問	
10日	火	本 会 議	午前10時	議 場	一般質問	
11日	水	本 会 議	午前10時	議 場	一般質問	

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
12日	木	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	付託議案審査	
13日	金					※討論通告期限…正午
14日	(土)					
15日	(日)					
16日	月					
17日	火					
18日	水					
19日	木	議会運営委員会	午 前 10 時	第 1 委員会室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
20日	金	全 員 協 議 会	午前9時30分	全 員 協 議 会 室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	1 委員長報告・質疑・（討論）・採決 2 その他	